

日米貿易協定の概要

米国大使館

農務部

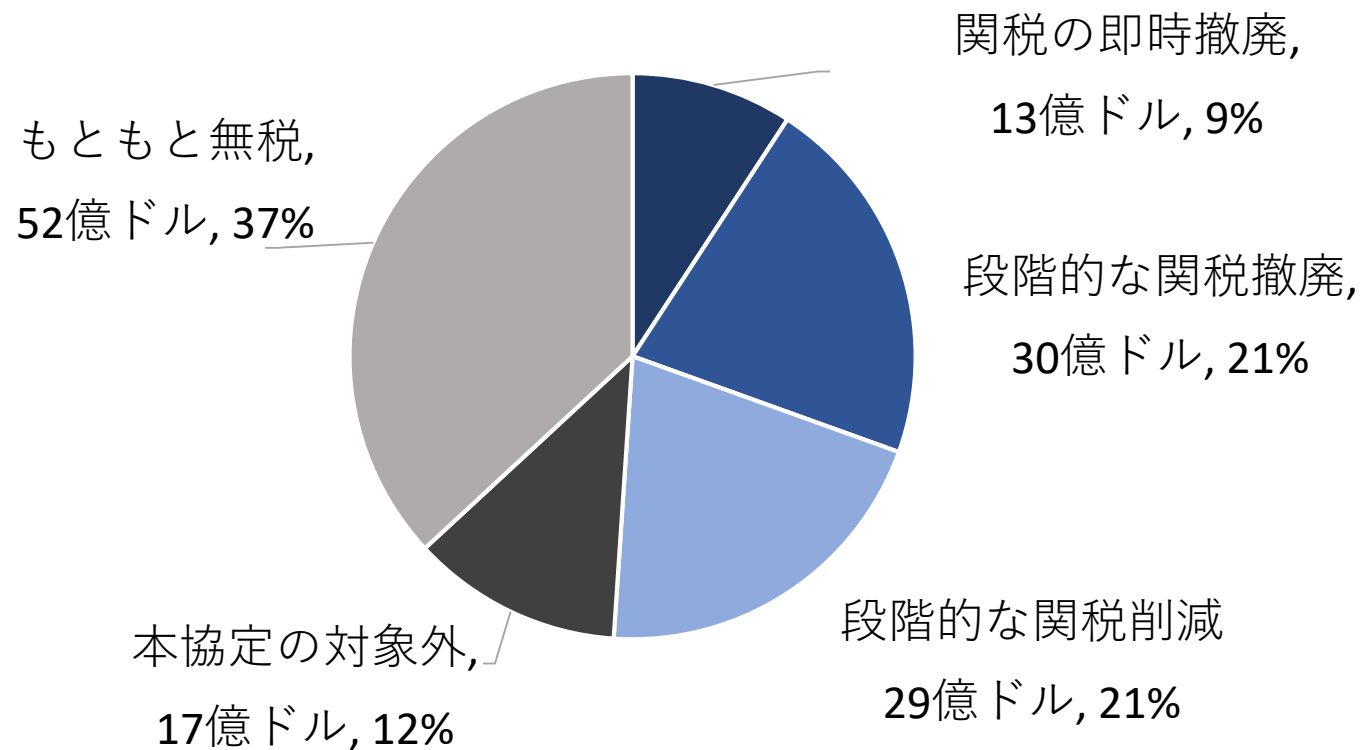
2020年2月6日

日米貿易協定（概要）

- 2020年1月1日に発効
- 協定の発効により、日本へ輸入される米国産農産物及び加工品の約90%において、関税が撤廃もしくは削減される（本協定発効以前より既に無税のものを含む）
- 本協定により撤廃・削減される品目の関税率はCPTPPと同水準
- 本協定の第一次交渉において対象外となった品目例は下記の通り（ただしこれらに限定されない）：
 - 米
 - 飼料用小麦
 - 脱脂粉乳及びバター
 - 一部フルーツや野菜（例：レーズン、ぶどう、いちご、乾燥玉ねぎ）
 - 水産品
 - 林産品
 - 対米輸出する自動車及び自動車部品

日米貿易協定（概要、続き）

日本の米国農産物輸入額と
本協定発効後の関税状況内訳
(2018年: 141億ドル)



関税が即時撤廃される品目

- 日本へ輸入される米国農産物と加工品のうち、**13億ドル**相当の品目が関税即時撤廃の対象となる。例としては下記が挙げられる：
 - アーモンド
 - くるみ
 - ブルーベリー
 - いちご（冷凍）
 - クランベリー
 - プルーン
 - ブロッコリー
 - スイートコーン
 - グレーンソルガム
 - バルクワイン
 - 七面鳥
 - ラクトース
 - ミルクアルブミン
 - 栄養補助食品

関税が即時撤廃される品目

分類	品目	協定発効前 の関税	米国からの輸入額 (2018年)
ナッツ類	アーモンド（殻付き/殻を除いたもの）	2.4%	\$243,575,881
	くるみ（殻を除いたもの）	10.0%	\$160,681,288
	ペカン	4.5%	\$7,234,363
フルーツ 及び野菜	ブロッコリー（生鮮及び冷蔵）	3.0%	\$33,243,764
	プルーン（乾燥）	2.4%	\$29,968,228
	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー（生鮮）	6.0%	\$10,987,528
	ばれいしょ（生鮮及び冷蔵、種ばれいしょを除く）	4.3%	\$15,586,152
穀物及び 油糧種子	スイートコーン（冷凍）	10.6%	\$54,662,857
	スイートコーン（冷凍していないもの）	10.0%	\$41,368,191
	落花生（搾種用を除く、殻を除いたもの、共通の限度数量以内）	10.0%	\$26,542,813
	グレーンソルガム（搾種用及び飼料用を除く）	3.0%	\$25,417,163
	とうもろこし（搾種用を除く、その他の用途）	3.0%	\$14,598,914
その他	栄養補助食品（ビタミンをもとにしたもの）	12.5%	\$89,516,402
	乳糖及び乳糖水	8.5%	\$38,914,374
	アルコール及び砂糖を含有しない飲料（ノンアルコール除く）	9.6%	\$34,916,085
	ミルクアルブミン	2.9%	\$33,694,095
	バルクワイン（150リットル以上の容器入り）	45 yen/l	\$10,878,852
	七面鳥（冷凍）	3.0%	\$4,677,203

関税が段階的に撤廃される品目

- 日本へ輸入される米国農産物と加工品のうち、30億ドル相当の品目については関税が段階的に撤廃される。例としては下記が挙げられる:
 - ワイン
 - チーズ（ハードタイプのチーズやプロセスチーズ）
 - 豚肉の調整品
 - ソーセージ
 - 鶏肉
 - 鶏卵
 - ホエイ
 - オレンジ（生鮮及び乾燥）
 - さくらんぼ（生鮮）
 - ばれいしょ（冷凍）
 - トマトペースト
 - エタノール

関税が段階的に撤廃される品目

United States
Department of Agriculture
Foreign Agricultural Service



	品目	協定発効前の関税	関税撤廃年 (年度)	米国からの輸入額 (2018年)
畜産物	豚肉調整品 (例: シーズンドポーク)	20.0%	2023	\$372,690,472
	ソーセージ	10.0%	2023	\$55,194,412
	冷凍鶏肉 (骨付きもも肉)	8.5%	2028	\$22,454,289
	冷凍鶏肉 (丸鶏及び分割)	11.9%	2023	\$6,636,346
	鶏卵 (卵黄粉)	18.8%	2023	\$12,785,463
	鶏卵 (その他)	20.0%/21.3%	2023/2030	\$24,749,805
	牛内臓 (舌、その他臓器)	12.8%	2028/2030	\$529,455,982
園芸関連品	冷凍ばれいしょ調整品 (例: フライドポテト)	8.5%/9.0%	2021/2023	\$333,942,750
	ばれいしょの粉及びミール	20.0%	2023/2028	\$33,234,263
	オレンジ (生鮮及び乾燥)	16.0%/32.0%	2023/2025	\$71,156,933
	さくらんぼ (生鮮)	8.5%	2023	\$33,618,323
	トマトペースト	16.0%	2023	\$19,915,660
乳製品	ハードタイプのチーズ (例: チェダー)	29.8%	2033	\$68,137,334
	フレッシュチーズ及びカード	22.4%/29.8%	2033	\$50,371,669
	おろしチーズ及び粉チーズ	26.3%/40.0%	2033	\$29,319,464
その他	ワイン (150リットル以上の容器入り)	15%もしくは125円/l (いずれか低い方, 最低67円/l)	2025	\$116,065,800
	エタノール	10.0%	2028	\$11,290,372
	スパークリングワイン	182 yen/l	2025	\$2,518,305

関税が段階的に削減される品目

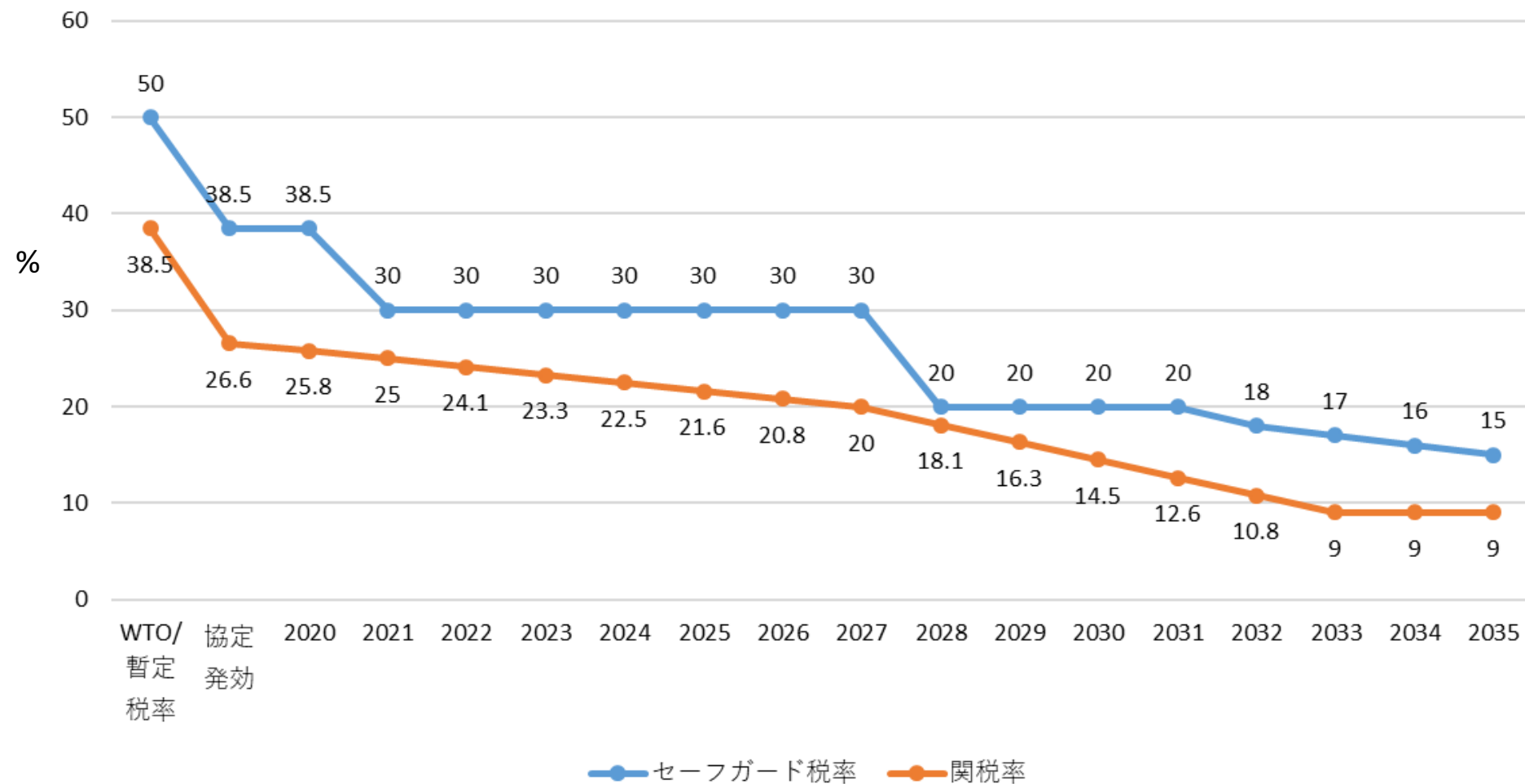
United States
Department of Agriculture
Foreign Agricultural Service



- 日本へ輸入される米国農産物と加工品のうち、**29億ドル**相当の品目の関税が段階的に削減される。例としては下記が挙げられる：
 - 牛部分肉（生鮮・冷蔵/冷凍）
 - 豚部分肉（生鮮・冷蔵/冷凍）
 - 小麦（WTO枠内及び米国枠内）
 - ブルーチーズ
 - クリームチーズ（脂肪分が**45%**以上）
 - パスタ（加熱調理されていないスパゲティ及びマカロニ）
 - コーンスターチ（WTO枠外）

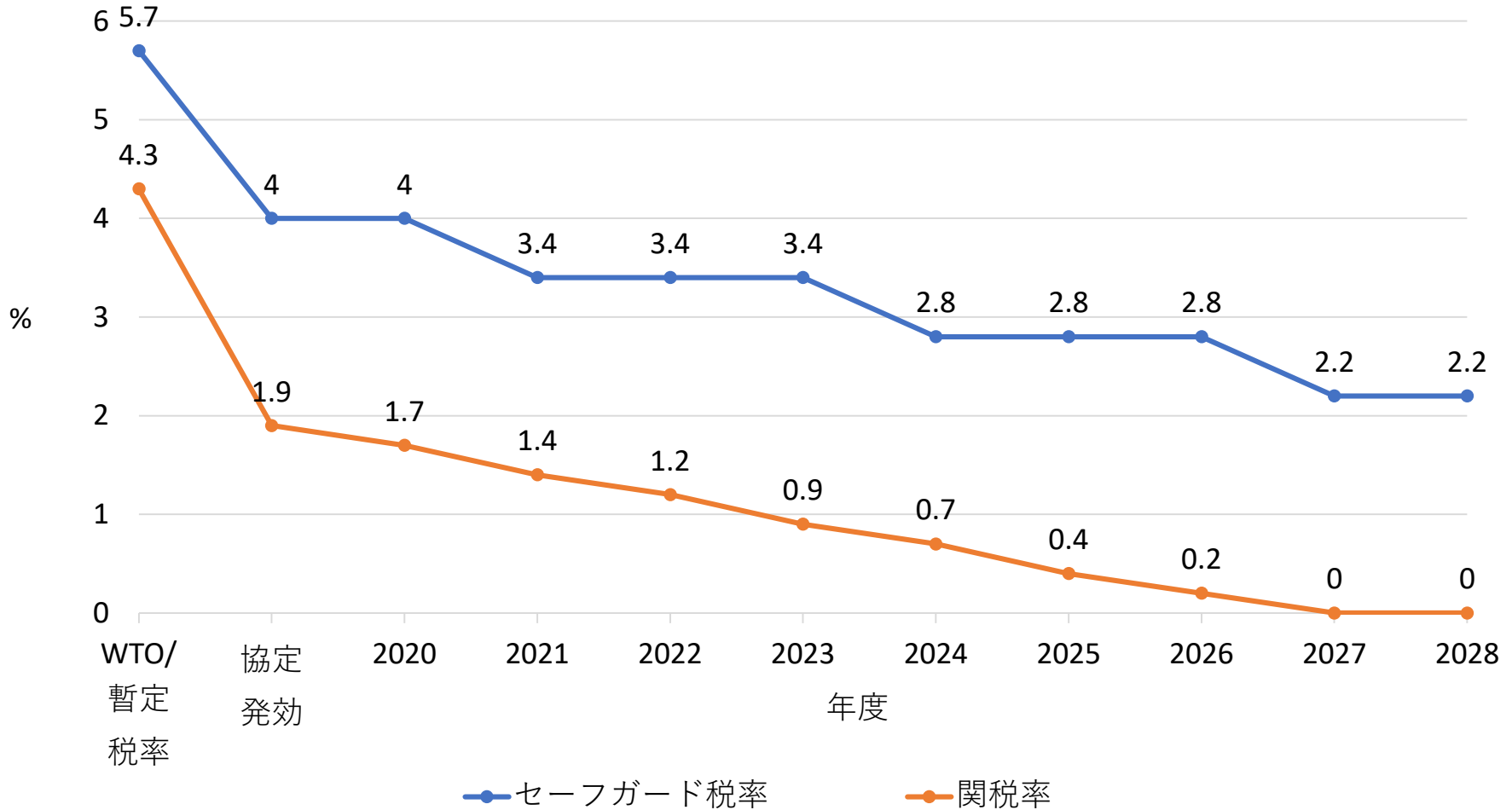
- 米国は日本向けに**21億ドル**の牛肉製品を輸出（**2018年**）
- 牛肉及び内臓にかかる関税はすべて段階的に削減もしくは撤廃される
 - 生鮮・冷蔵及び冷凍牛肉の関税は**38.5%**から**9%**に削減（**2033年度**）
 - 牛タン、その他牛内臓及び牛肉調整品の関税は**9-14年**以内に撤廃
- 米国産牛肉（生鮮・冷蔵/冷凍）のセーフガード発動基準数量は徐々に増加し、早ければ**18年目**（**2036年度**）に撤廃される
 - **2020年度**の**24.2万トン**から毎年**1-2%**拡大
 - セーフガードが発動された場合、発動基準数量が両国の協議のうえで発動基準数量が見直される可能性がある
- **WTOルール**に基づく牛肉のセーフガードは米国には適用されない

米国産牛肉の関税推移



- 米国は日本向けに**16億ドル**の豚肉を輸出（**2018年**）
- 豚肉にかかる関税はすべて段階的に削減もしくは撤廃される
 - 豚肉（生鮮・冷蔵/冷蔵）にかかる従価税（**4.3%**）は段階的に**9年目**に撤廃
 - 差額関税制度である分岐点価格は段階的に**9年目**まで**50円/kg**まで削減
 - ソーセージ及び豚肉調整品にかかる税率は段階的に**5年目**に撤廃
- 豚肉（生鮮・冷蔵/冷凍）のセーフガードは**10年目**以降に撤廃
- 豚肉調整品にはセーフガードが適用されない
- **WTO**ルールに基づく豚肉のセーフガードは米国には適用されない

豚肉に関する従価税及びセーフガード税率（分岐点価格以上）



- 米国は日本向けに7.93億ドルの小麦を輸出（2018年）
- 新たな米国枠を設定
 - 2019年度の12.0万トンから15.0万トンへ段階的に増加
 - 混合物及び練り生地並びにケーキミックスは10,800トンから12,000トンへ増加
- 小麦にかかる17円/kgのマークアップは8年目までに45-50%削減
- 小麦の加工調整品（例：ビスケット、クッキー、クラッカー）にかかる関税は段階的に6年目に撤廃
- スパゲティ及びマカロニにかかる関税は段階的に9年目に60%削減

- 米国は日本向けに2.9億ドルの乳製品を輸出（2018年）
- チーズ
 - チーズにかかるほとんど関税は16年目までに段階的に撤廃（例：ハードタイプのチーズやおろしチーズ、シュレッドモッツアレラ、粉チーズ）
 - ブルーチーズ及びクリームチーズ（脂肪分45%以上）の関税は削減
 - プロセスチーズについては国別関税割当を設定
 - 輸入チーズに対するセーフガードは措置しない
- ホエイ
 - 段階的に増加する国別関税割当を新たに設定し、割当量は段階的に増加する
 - 枠外関税は段階的に削減し、遅くとも20年目までには撤廃。ホエイ粉及びホエイたんぱく質濃縮物についてはセーフガードを措置する
- ラクトース及びミルクアルブミンの関税は即時撤廃

米国を原産地とする下記品目については関税割当が設定される。関税割当数量内の輸入については特惠関税を適用できる:

- 混合物、及び練り生地、並びにケーキミックス (TRQ-JP1)
- 小麦 (TRQ-JP2)
- 煎っていない麦芽 (TRQ-JP3)
- 煎った麦芽 (TRQ-JP4)
- プロセスチーズ (TRQ-JP5)
- ホエイ (TRQ-JP6)
- ぶどう糖及び果糖 (TRQ-JP7)
- とうもろこしでん粉、及びばれいしょでん粉 (TRQ-JP8)
- イヌリン (TRQ-JP9)

本協定では、日本は下記の農産品に対してセーフガード措置をとることができる。：

- **牛肉:** 数量ベース。基準数量の見直しについては協定のサイドレターに規定されている。2033年度以降、4年間発動されなければセーフガードは撤廃される。
- **豚肉:** 2021年度までは数量ベース。3年目（2021年度）までは従価税部分のセーフガードのみ措置。4年目（2022年度）からは、従量税と従価税部分でそれぞれにセーフガードを措置。11年目（2029年度）以降は撤廃される。
- **豚肉の加工調整品:** 数量ベースでCPTPPと同内容。セーフガードは2029年度以降撤廃される。
- **ホエイタンパク濃縮物(WPC):** 数量ベース。4年目（2022年度）まで米国からの輸入量のみを計算し、5年目（2023年度）以降は米国およびCPTPP加盟国からの輸入量を合算する。日本国内で脱脂粉乳が不足する場合にはセーフガードは適用しない。
- **ホエイパウダー:** 数量ベース。4年目（2022年度）まで米国からの輸入量のみを計算し、5年目（2023年度）以降は米国およびCPTPP加盟国からの輸入量を合算する。
- **オレンジ（生鮮）:** 12月1日から3月31日までに輸入される米国産オレンジにセーフガードが適用される。1年目（2019年）は35,150トンで始まり、6年目（2024年）の44,650トンまで段階的に拡大、7年目以降撤廃される。発動税率は1-3年目（2019-2021年度）が28%、4-6年目（2022-2024年度）が20%
- **競走馬:** 価格ベース。15年目以降は撤廃される